

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第5号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和27年香川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2号様式から第5号様式まで及び第9号様式から第11号様式までの規定中「㊟」を削り、これらの様式中注意2を削り、注意1を注意とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第2号様式から第5号様式まで及び第9号様式から第11号様式までによる用紙は、当分の間、使用することができる。